

**参考資料 2（令和 2 年 10 月 12 日審議会資料）**

**ごみ処理基本計画の策定について**

1 策定の趣旨

本市では、「ごみ処理基本計画（平成 25 年度～令和 3 年度）」を策定（平成 28 年度中間見直し）し、「3R の実践による未来につなぐ循環型社会の構築」を基本目標として、環境への負荷が少ない循環型社会を目指し、ごみの減量化や資源化を推進してきました。

近年、国レベルでは、資源循環型社会の形成に向けた取組が一層進み、平成 27 年の国連総会において令和 12 年までの新たな国際目標として「持続可能な開発目標（エスディージーズSDGs）」が採択され、プラスチックごみや食品廃棄物等の削減について、国際的な取組も進行しています。

今回、こうした社会的状況や国、県の関連計画の内容等を踏まえ、令和 4 年度からの計画の策定を行います。

2 法的根拠

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 1 項において、市町村は、その区域内における一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならないとされています。

3 計画区域

計画区域は、本市の行政区域全域とします。

4 計画範囲

計画の範囲は、一般廃棄物の排出抑制やごみの分別収集をはじめ、運搬から最終処分までを対象とします。

5 計画期間

計画の期間は、令和 4 年度から令和 13 年度の 10 年間とします。

年度	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
内容・計画期間	基準年度	計画策定	計画開始				中間目標年度					計画目標年度